

## 令和6年5月定例会 教育長報告

### ◆ 5月の主な活動

- 9～10日 全国都市教育長協議会総会（長崎市）〔教育長〕
- 18日 静岡市PTA連絡協議会感謝状贈呈式（ふれあいホール）〔教育長〕
- 28日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 30日 第1回総合教育会議（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

### ◆ 6月の主な予定

- 3～4日 指定都市教育委員会協議会 第1回協議会（仙台市）〔教育長〕
- 21日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

## 報告第3号

## 委員の解任及び任命について（静岡市スポーツ推進審議会委員）

静岡市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（観光交流文化局スポーツ振興課）

## 記

- 1 報告理由 静岡市スポーツ推進審議会委員（任期：令和5年8月18日から令和7年8月17日まで。定数15名）について、委員からの辞任の申し出により、次のとおり解任及び任命した。また、静岡市校長会の推薦により、次のとおり解任及び任命した。
- 2 根拠法令 （1）スポーツ基本法 第31条  
（2）静岡市附属機関設置条例 第4条及び第5条

## 3 解任する者

| 選出区分          | 氏 名               | 職業・役職                           | 解任日       | 在職年数 | 委嘱回数 |
|---------------|-------------------|---------------------------------|-----------|------|------|
| スポーツ<br>団体代表者 | すぎた つよし<br>杉田 壮   | 株式会社エスパルス<br>事業本部 教育事業部長        | 令和6年3月31日 | 1    | 1    |
| 関係行政<br>機関職員  | こながや しのぶ<br>小長谷 忍 | 静岡市中学校体育連盟 会長<br>静岡市立清水第二中学校 校長 | 令和6年3月31日 | 3    | 2    |

## 4 任命する者

| 選出区分          | 氏 名                | 職業・役職                           | 任命日／任命期間                               | 在職年数 | 委嘱回数 |
|---------------|--------------------|---------------------------------|----------------------------------------|------|------|
| スポーツ<br>団体代表者 | あかざわ ようすけ<br>深澤 陽介 | 株式会社エスパルス<br>事業本部 教育事業部長        | 令和6年4月5日／<br>令和6年4月5日から<br>令和7年8月17日まで | 0    | 新    |
| 関係行政<br>機関職員  | やましろう あみと<br>山城 史人 | 静岡市中学校体育連盟 会長<br>静岡市立清水第四中学校 校長 | 令和6年4月5日／<br>令和6年4月5日から<br>令和7年8月17日まで | 0    | 新    |

静岡市スポーツ推進審議会委員（新）

| 選出区分          | 氏 名                 | 職業・役職                           | 在職<br>年数 | 委嘱<br>回数 |
|---------------|---------------------|---------------------------------|----------|----------|
| 学識経験者         | きみや たかのぶ<br>木宮 敬信   | 常葉大学 教育学部<br>教授                 | 5        | 3        |
| 学識経験者         | いらいはら ゆたか<br>祝 原 豊  | 国立大学法人静岡大学<br>グローバル共創科学部 准教授    | 3        | 2        |
| 学識経験者         | あおき よしたけ<br>青木 秀剛   | 一般社団法人静岡市清水医師会<br>青木内科クリニック 医師  | 1        | 1        |
| 学識経験者         | たむら もとのぶ<br>田村 元延   | 常葉大学短期大学部 保育科<br>准教授            | 1        | 1        |
| 関係行政<br>機関職員  | やましろ あみと<br>山城 史人   | 静岡市中学校体育連盟 会長<br>静岡市立清水第四中学校 校長 | 0        | 新        |
| 関係行政<br>機関職員  | おおしま ゆかり<br>大島 友佳里  | 静岡市立高等学校<br>養護教諭                | 3        | 2        |
| 関係行政<br>機関職員  | かとう あやこ<br>加藤 綾子    | 小学校体育指導者<br>静岡市立西奈南小学校 教諭       | 1        | 1        |
| 関係行政<br>機関職員  | いとう しょうご<br>伊藤 省吾   | 静岡県立清水特別支援学校<br>教諭（進路指導主事）      | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | なかし よしなり<br>中地 良成   | 公益財団法人静岡市スポーツ協会<br>参事兼主幹        | 3        | 2        |
| スポーツ<br>団体代表者 | うちかわ ひさお<br>内川 久雄   | NPO法人ピュアスポーツクラブ<br>副理事長         | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | すぎやま きみこ<br>杉山 君子   | スポーツ推進委員<br>静岡市スポーツ推進委員連絡協議会 理事 | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | ふかざわ ようすけ<br>深澤 陽介  | 株式会社エスパルス<br>事業本部 教育事業部長        | 0        | 新        |
| 市 民           | おおいし きみこ<br>大石 仁子   | 公募委員                            | 1        | 1        |
| 市 民           | やまおか けいすけ<br>山岡 啓介  | 公募委員                            | 1        | 1        |
| 市 民           | みやぎしま かいと<br>宮城嶋 開人 | 公募委員                            | 1        | 1        |

（令和6年4月5日現在 15名）

静岡市スポーツ推進審議会委員（旧）

| 選出区分          | 氏 名    | 職業・役職                           | 在職<br>年数 | 委嘱<br>回数 |
|---------------|--------|---------------------------------|----------|----------|
| 学識経験者         | 木宮 敬信  | 常葉大学 教育学部<br>教授                 | 5        | 3        |
| 学識経験者         | 祝 原 豊  | 国立大学法人静岡大学<br>グローバル共創科学部 准教授    | 3        | 2        |
| 学識経験者         | 青木 秀剛  | 一般社団法人静岡市清水医師会<br>青木内科クリニック 医師  | 1        | 1        |
| 学識経験者         | 田村 元延  | 常葉大学短期大学部 保育科<br>准教授            | 1        | 1        |
| 関係行政<br>機関職員  | 小長谷 忍  | 静岡市中学校体育連盟 会長<br>静岡市立清水第二中学校 校長 | 3        | 2        |
| 関係行政<br>機関職員  | 大島 友佳里 | 静岡市立高等学校<br>養護教諭                | 3        | 2        |
| 関係行政<br>機関職員  | 加藤 綾子  | 小学校体育指導者<br>静岡市立西奈南小学校 教諭       | 1        | 1        |
| 関係行政<br>機関職員  | 伊藤 省吾  | 静岡県立清水特別支援学校<br>教諭（進路指導主事）      | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | 中地 良成  | 公益財団法人静岡市スポーツ協会<br>参事兼主幹        | 3        | 2        |
| スポーツ<br>団体代表者 | 内川 久雄  | NPO法人ピュアスポーツクラブ<br>副理事長         | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | 杉山 君子  | スポーツ推進委員<br>静岡市スポーツ推進委員連絡協議会 理事 | 1        | 1        |
| スポーツ<br>団体代表者 | 杉田 壮   | 株式会社エスパルス<br>事業本部 教育事業部長        | 1        | 1        |
| 市 民           | 大石 仁子  | 公募委員                            | 1        | 1        |
| 市 民           | 山岡 啓介  | 公募委員                            | 1        | 1        |
| 市 民           | 宮城嶋 開人 | 公募委員                            | 1        | 1        |

（令和6年3月31日現在 15名）



## スポーツ基本法(抜粋)

(地方スポーツ推進計画)

第 10 条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(国の補助)

第 33 条

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。

## 静岡市附属機関設置条例(抜粋)

### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。)を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則(公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。)で定める。

### (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

### (組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

### (委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員(臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員(臨時委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。



- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例(平成15年静岡市条例第24号)
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例(平成27年静岡市条例第86号)
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例(平成20年静岡市条例第12号)
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例(平成15年静岡市条例第162号)
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例(平成18年静岡市条例第37号)
- (6) 静岡市食育推進会議条例(平成19年静岡市条例第18号)
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例(平成28年静岡市条例第19号)
- (8) 静岡市水防協議会条例(平成15年静岡市条例第292号)
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例(平成15年静岡市条例第263号)
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例(平成15年静岡市条例第121号)

別表第1(第2条から第6条まで関係)

(平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・令5条例12・一部改正)

## 1 市長

## 2 教育委員会

| 附属機関         | 所掌事務                                                                    | 定数    | 委員の構成                                              | 任期 | 会長等          |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|----|--------------|
| 静岡市スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は教育委員会に意見を述べること。 | 15人以上 | 1 学識経験を有する者<br>2 関係行政機関の職員<br>3 スポーツ団体の代表者<br>4 市民 | 2年 | 委員の互選により定める者 |

議案第5号

## 静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年5月28日提出

静岡市長 難波 喬 司  
(観光交流文化局スポーツ振興課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市清水庵原球場 第2球場における利用料金区分の一部改訂を行うことから、所要の改正をするものである。

## 議案第 11 号

## 静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「球場」を「別表に掲げる施設（以下「利用許可施設」という。）」に改める。

第8条中「球場」を「利用許可施設」に改める。

別表2第2球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

| 利用区分                          |                            | 時間区分         | 午前     | 午後      | 夜間     |
|-------------------------------|----------------------------|--------------|--------|---------|--------|
| 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで  | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 | 一般           | 1,500円 | 2,000円  | 500円   |
|                               |                            | 生徒等及び70歳以上   | 1,050円 | 1,400円  | 350円   |
|                               | その他                        |              | 7,500円 | 10,000円 | 2,500円 |
|                               |                            |              |        |         |        |
| 6月1日から7月31日まで                 | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 | 一般           | 1,500円 | 2,000円  | 1,000円 |
|                               |                            | 生徒等及び70歳以上の者 | 1,050円 | 1,400円  | 700円   |
|                               | その他                        |              | 7,500円 | 10,000円 | 5,000円 |
|                               |                            |              |        |         |        |
| 9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 | 一般           | 1,500円 | 2,000円  |        |
|                               |                            | 生徒等及び70歳以上の者 | 1,050円 | 1,400円  |        |
|                               | その他                        |              |        |         |        |
|                               |                            |              |        |         |        |

|          |                   |              |        |         |  |
|----------|-------------------|--------------|--------|---------|--|
|          | その他               |              | 7,500円 | 10,000円 |  |
| 11月1日から翌 | アマチュアスポーツ         | 一般           | 1,500円 | 1,500円  |  |
| 年1月31日まで | 又はレクリエーションに利用する場合 | 生徒等及び70歳以上の者 | 1,050円 | 1,050円  |  |
|          | その他               |              | 7,500円 | 7,500円  |  |

別表2第2球場の利用料金の限度額の表備考中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

**7 利用者が、入場料等を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。**

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## <条例の改正趣旨>

清水庵原球場の本球場にてプロ野球公式戦（NPBファーム・リーグ）が定期的開催されることとなったことに伴い、第2球場についてプロ利用に伴う料金区分及び駐車場としての利用に対応可能とするため、所要の改正を行う。

## <現状>

設置目的 野球競技その他のスポーツの振興及び市民健康の増進に資するため。

## 球場の構成要素

①本球場 ②第2球場 ③施設に附帯する施設

## ○改正に向けた駐車場の整理

- ・既存の駐車場は、「本球場」及び「第2球場」利用者のための駐車スペースとする。  
→市として確保すべき駐車場として、現行どおり自由利用の駐車場とする。  
(他の施設と同様の扱い)
- ・興行利用によって不足する駐車スペースの確保は、興行主が行うものとする。  
→不足する駐車スペースの確保先として「第2球場」を臨時駐車場として利用する。

## ○利用料金の設定状況（現状→改正後）

|      | アマチュア又はレクリエーション        | その他利用 | 入場料等徴収規定 |
|------|------------------------|-------|----------|
| 本球場  | 料金設定あり                 | 5倍料金  | 3倍料金     |
| 第2球場 | 「午前・午後・夜間」の時間帯での料金設定のみ |       |          |



|      | アマチュア又はレクリエーション | その他利用 | 入場料等徴収規定 |
|------|-----------------|-------|----------|
| 本球場  | 料金設定あり          | 5倍料金  | 3倍料金     |
| 第2球場 | 料金設定あり          | 5倍料金  | 3倍料金     |



## <「第2球場」の駐車場利用の課題>

これまで、「第2球場」の駐車場利用は、高校野球連盟が夏の大会等で利用していたが、ハヤテの利用によって利用頻度の高まりがある。

### 【課題】

- ・現状、「第2球場」の利用に関して、時間帯での料金設定しかないため、プロアマの別、使用方法に関わらず、同一料金での利用となっている。
- ・「第2球場」を駐車場として利用することについて、条例上妨げてはいないが、明文化されていない。

### 【課題への対応】

- ・「第2球場」の駐車場利用を明文化し、料金区分を設けることで、適切な利用料金を徴収する。

## <条例改正後の利用方法見込み(臨時駐車場)>

- (1) 駐車料金徴収する場合（プロ野球利用を想定）  
第2球場を臨時駐車場として利用する場合、その他料金（5倍）×入場料等徴収規定（3倍）にて利用許可を受ける
- (2) 駐車料金徴収しない場合（高校野球連盟）  
第2球場を駐車場として利用する場合、その他料金（5倍）にて利用許可を受ける

## <整理事項（法的整理を含む）>

- (1) 興行利用者が駐車料金を徴収することは第10条の転貸に該当しないか？  
→臨時駐車場等として利用すること自体は条例によって付与された権利を行使することであり、転貸に該当しない。
- (2) 第2球場を駐車場として運用することと駐車場法との関係について  
→路外駐車場としての届出義務の要件
  - ①一般公共の用に供する駐車場
  - ②駐車に用に供する部分の面積500㎡以上
  - ③都市計画区域内
  - ④駐車料金を徴収する
 このうち①が非該当のため、届出不要

議案第 6 号

## 令和 6 年度補正予算案について

令和 6 年度補正予算（6 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 補正予算の概要 別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業 (単位:千円)

| 課 名   | 施 策 ・ 事 業<br>(款一項目)        | 予 算 額<br>( )内は、<br>補正前予算額 | 内 容 等                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育局   |                            |                           |                                                                                                                                                                  |
| 教育総務課 | ☆高等学校DX加速化推進事業<br>(10-4-2) | 10,000<br>(0)             | (事業内容) 静岡市立清水桜が丘高等学校におけるデジタル人材の育成<br>・実施内容 ①外部講師による教員の研修及び生徒の授業<br>②教材用として生徒が編集・発信できる学校ホームページの構築<br>③無線LAN環境の整備<br>(視聴覚ホール、体育館)<br><br>【特定財源】国庫補助金(10/10) 10,000 |

議案第7号

規2-(6)

## 損害賠償について

令和6年度報告議案（6月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年5月28日提出

静岡市長      難 波 喬 司  
（教育委員会事務局教育局児童生徒支援課）

## 記

- 1 報告議案      別紙「専決処分の報告について」のとおり



報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 年 月 日

静岡市長 難 波 喬 司

事務事業事故による損害賠償の額の決定について

| 損害賠償の額               | 損害賠償の相手方 |     | 事故の概要                                                                     |
|----------------------|----------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
|                      | 住 所      | 氏 名 |                                                                           |
| 円<br>2,170<br>(手数料等) |          |     | 静岡市遠距離通学事業補助金交付要綱の補助交付対象外の保護者に対し、補助交付対象と案内したことにより、定期券払戻しに係る手数料等を支払うものである。 |
| 円<br>2,700<br>(手数料等) |          |     |                                                                           |
| 円<br>2,170<br>(手数料等) |          |     |                                                                           |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
| 円<br>2,170<br>(手数料等) |  |  |
| 円<br>5,594<br>(手数料等) |  |  |
| 円<br>2,390<br>(手数料等) |  |  |
| 円<br>9,214<br>(手数料等) |  |  |
| 円<br>2,170<br>(手数料等) |  |  |